

補助金概要調書

補助金名	にぎわいのある商店街づくり補助金			
所管部課	経済部商工課 (TEL 23-5217(直通))			
補助対象者	商店街振興組合、商業者、事業協同組合、まちづくり会社、任意の商店会、NPO 商業者のグループ			
補助開始年度	平成12年度			
交付目的	衰退傾向のある中心市街地の商店街を活性化させる事業を支援し、商店街の魅力と集客力を高めることにより、中心市街地の商店街の振興を図ることを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績 ()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	9,910千円 (4,955)千円	5,460千円 (5,230)千円	1,550千円 (1,550)千円	1,600千円 (1,600)千円
補助事業の内容	商店街活性化のための以下の事業に対して補助を行う。 店舗誘致・出店促進事業 駐車場対策事業 商店街による活性化ソフト事業			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		個別要件	
	内補助対象経費		個別要件	
	補助対象経費の内訳		店舗誘致・出店促進事業 工事費 備品購入費等 駐車場対策事業 工事費 賃借料 備品購入費 使用料等 商店街活性化支援ソフト事業 謝金 旅費等	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		店舗誘致・出店促進事業 1/3 (500千円) 駐車対策事業 駐車場の整備 1/3 (500千円) 駐車場使用料 1/3 (100千円) 商店街活性化支援ソフト事業 1/3 (100千円)	
	限度額		(有) 1,600千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	補助によって空き店舗への出店や商店街の活性化事業が促進され、商店街の集客力向上やにぎわい創出が図られている。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	中心市街地活性化基本計画記載予定事業となっており、平成24年度までは終期は設定できない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	鳥取県が商店街振興のため始めた補助制度に、米子市も協調して制度化した補助制度。平成18年度以降は、「地域の実情に併せて各自治体で実施されたい。」との考え方により鳥取県が補助制度を廃止したことから、補助制度を見直して米子市の単独事業として継続実施している。			